

第二期下呂市国土強靱化地域計画 脆弱性評価結果

◆概要説明

「起きてはならない最悪の事態」ごとに関連施策を洗い出し、下呂市国土強靱化地域計画(第一期)の取組状況を整理の上、成果や課題を分析・評価した。

その上で、改めて以下の施策分野ごとに脆弱性評価を行い、施策分野の間で連携して取り組むべき施策の確認などを行った。

- (1)メンテナンス・老朽化対策
- (2)保健医療・福祉
- (3)交通・物流
- (4)リスクコミュニケーション/人材育成等
- (5)官民連携
- (6)農林水産
- (7)ライフライン・情報通信
- (8)住宅・都市/土地利用
- (9)国土保全
- (10)避難所の機能確保
- (11)行政機能/消防/防災教育等
- (12)環境
- (13)デジタル新技術等の活用

◆目次

概要説明	1
(別紙1)「起きてはならない最悪の事態」ごとの脆弱性評価結果	2
(別紙2)施策分野ごとの脆弱性評価結果	15
(別紙3)「起きてはならない最悪の事態」ごとの推進方針	28
(別紙4)下呂市国土強靱化地域計画(第一期)KPI 達成状況確認表	39

「起きてはならない最悪の事態」ごとの脆弱性評価結果

1. あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ

1-1) 巨大地震による住宅・建築物の複合的・大規模倒壊や密集市街地等の大規模火災に伴う甚大な人的被害の発生

(消防・救助体制の強化)

- 令和4年度時点の消防水利充足率は 78.2%であり、防火水槽の耐震化率が低いため、災害時に水利として利用できなくなる可能性がある。
- 住宅火災での高齢者や障害のある人等の逃げ遅れの危険性が高い。また、災害の多様性への即応力が不足している。
- 人的被害は、災害の規模だけでなく迅速かつ的確な対応力にも大きく左右されるため、防災体制が不十分の場合、多数の死傷者が発生する危険性がある。

(要配慮者利用施設の避難確保計画策定推進)

- 高齢者、障がい者等の要配慮者は、災害時の避難行動に時間を要し、避難行動の遅れにより被災する危険性が高くなる。

(住宅・建築物の耐震化)

- 公共施設は概ね耐震化が完了しているが、民間建築物の耐震化が進んでいない。

(学校施設の長寿命化改良)

- 市内学校施設のほとんどが避難所に指定されているが、建物は建設から 30 年から 40 年が経過し、老朽化がすすんでいる。

1-2) 集中豪雨による市街地や地域等の大規模かつ長期にわたる浸水被害の発生(ため池の損壊によるものや、防災インフラの損壊・機能不全等による洪水等に対する脆弱な防災能力の長期化に伴うものを含む)

(要配慮者利用施設の避難確保計画策定推進)

- 高齢者、障がい者等の要配慮者は、災害時の避難行動に時間を要し、避難行動の遅れにより被災する危険性が高くなる。

(河川・水路施設等の整備)

- 近年多発する局地的豪雨等による浸水及び土砂による被害が頻発し、市民の生命、財産が危険に晒されている。

(農業ため池整備)

- 田島ため池は上流に土砂災害特別警戒区域、下流に市道、民家、JR線路を抱えることから「防災重点ため池」に指定されており、氾濫した場合は大被害が懸念される。

1-3) 大規模な土砂災害(深層崩壊、土砂・洪水氾濫、天然ダムの決壊など)や火山噴火(火山噴出物の流出等を含む)による地域等の壊滅や甚大な人的被害の発生

(地域の防災・減災・災害時対策)

○災害経験を踏まえた地域の土砂・洪水災害危険個所の更新が必要である。

(里山林の整備)

○山村地域の過疎化・高齢化により森林の手入れを行う地域住民が減少し、里山林の荒廃が懸念される。

(火山防災対策)

○登山者へ注意を促すための看板整備、火山防災マップの作成を進める必要がある。

○登山者の事前準備の徹底や、火山災害発生時の安否確認と捜索救助活動の迅速化を図る必要がある。

○実効性のある防災対策を実施する必要がある。

1-4) 暴風雪や豪雪等に伴う災害(孤立、大規模車両滞留など)による多数の死傷者の発生

(道路除雪体制の強化)

○豪雪による積雪及び倒木等により長期間にわたり通行止めが余儀なくされる。また、路面凍結により危険性が高まる。

1-5) 避難行動に必要な情報が適切に住民及び観光客等に提供されないことや情報伝達の不備、悪質な虚偽情報の発信等による人的被害の発生

(通信環境整備)

○不特定多数が利用する施設において情報収集や連絡をとる手段としての通信環境の整備が不十分である。

(住民への情報伝達手段の強化)

○災害時にはメール・防災行政無線を中心に情報発信を行っているが、CATVにおいても県の被害情報集約システムと連携したデータ放送を行っている。スマートフォンの普及に伴い、防災アプリケーション等を活用した、正確かつ迅速な情報発信を検討する必要がある。

(地域の防災・減災・災害時対策)

○地域住民主体の避難所運営(開設を含め)の有効性・必需性意識浸透が弱いことや、経験依存による避難への意識格差が大きい。

(防災行政無線通信施設の安定的な活用)

○防災行政無線通信施設の耐用年数の超過、戸別受信機の通信不良の恐れがある。

2. 救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、関連死を最大限防ぐ

2-1) 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止

(医療体制の確保)

- 災害発生時に交通網の分断や孤立集落の発生によって生命にかかわる物資、エネルギーや医療従事者の確保が困難になる。

(生活用水の確保)

- 生活用水の輸送体制の整備が不十分なため、災害時に生活用水の不足が懸念される。また、家庭における生活用水の備蓄について、十分準備ができているとはいえない。

(上下水道施設の耐震・老朽化対策の推進)

- 管路の経年化が進み、被害状況によっては水道管が破断し水の供給が途絶える恐れがある。

(道の駅の防災機能の強化)

- 「道の駅」には道路利用者の休憩の場として市外からの利用客も多く、令和6年能登半島地震では、災害対応の拠点としても「道の駅」が活用されたことから、災害時に防災拠点として利用できるよう、防災用トイレの設置を進めるとともに、災害時の応急復旧に必要な資機材を備蓄する倉庫を整備するなど防災機能を強化する必要がある。また、被災時には近隣住民を含めて被災者の一次避難場所として利用されるため、避難場所としての整備が必要である。

2-2) 道路寸断等による多数かつ長期にわたる孤立地域の同時発生

(孤立地域の発生に備えた道路ネットワーク等の確保)

- 高度経済成長期以降に整備した橋梁、トンネル、法面及び舗装等老朽化に伴い、通行の安全が確保されていない。
- 災害により道路が通行不能となった際には、建設関連団体との災害応援協定や、道路管理者でも倒壊した電柱を撤去できる旨を定めた電線管理者との協定を活用し、関係機関と連携して迅速な啓開作業を実施する必要がある。
- 国道 257 号のバイパスに相当する路線は無く、災害等で同路線が分断した場合、人・モノの移動に深刻な影響をもたらす可能性がある。

(孤立地域の発生に備えた通信手段の確保)

- 孤立地域に支援を行う上で通信の確保は不可欠であることから、固定電話、携帯電話共に使用できない場合の衛星携帯電話、特設公衆電話、防災行政無線アンサーバックなどの通信手段や非常用電源の確保を促進する必要がある。また、令和6年能登半島地震でも活用された民間の衛星通信機器をはじめとする新技術・デジタル技術を用いた通信手段の確保を検討する必要がある。

2-3) 自衛隊、警察、消防等の被災や救援ルートの寸断等による救助・救急活動等の遅れ及び重大な不足

(消防・救助体制の強化)

- 人材育成・教育訓練及び消防資機材の整備が不十分な場合、災害時の迅速な救助活動に支障をきたす恐れがある。
- より高度な救急救命士の育成が十分とは言えず、市民の意識高揚による傷病者の救命効果も十分とは言えない。また、大規模災害時の医療機関との連携訓練も不足している。
- 生産年齢人口の減少に伴い、消防団員の減少・高齢化が進み、消防団員の充足率は令和6年度で約86%(令和元年度は約93%)であり、年々悪化している。
- 緊急消防援助隊を迅速に出動させる体制を維持する必要がある。

2-4) 医療・福祉施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺

(医療体制の確保)

- 地域の医師やメディカルスタッフが不足している。
- 災害発生時に交通網の分断や孤立集落の発生によって生命にかかわる物資、エネルギーや医療従事者の確保が困難になる。
- 医療救護対応の確認、医療救護計画の活用及び随時更新を行う必要がある。

(病院等医療施設の整備)

- 耐震化工事は完了しているものの、建物の老朽化が進んでおり、漏水、電気・ガス等のエネルギー供給装置の劣化による不具合の発生が懸念される。

(福祉施設等の防災対策)

- 支援が必要な方々が利用される施設であり、自力で避難することが難しい利用者もいることから、利用者が継続的に支援を受けられ、利用者の命を守る建築物であることが求められる。

(要配慮者の避難体制の構築)

- 市民の支え合いによって要配慮者が安全に避難できる地域づくりを進めるために、避難行動要支援者名簿の活用や個別避難計画の策定が必要である。

(要配慮者利用施設の事業継続体制の強化)

- 建物設備の損壊、インフラの停止、災害時の人手不足による利用者へのサービス提供が困難となる一方、利用者の多くは、日常生活、健康管理、生命維持の大部分を提供サービスに依存している。

(災害時要配慮者利用施設間の連携強化)

- 災害への対応は個々の施設で計画されており、応援体制等の連携が取れているものの、職員が大幅に不足する事態となった場合等、利用者の安全が確保できない事態が想定される。

2-5) 長期にわたる劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康・心理状態の悪化による災害関連死の発生

(医療体制の確保)

○医療救護対応の確認、医療救護計画の活用及び随時更新を行う必要がある。

(保健活動等の実施体制の強化)

○災害時の保健活動マニュアル、災害時の栄養・食生活支援マニュアル策定したが、訓練ができていない。

(避難所環境の充実)

○要配慮者を含む避難者が、安心して避難生活を送れるようにするため、「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」や「スフィア基準」の考え方に加え、大規模災害時の教訓等も踏まえ、「下呂市避難所運営マニュアル」を適宜改定する必要がある。また、令和6年能登半島地震のように避難所生活が長期化することを見据え、トイレトレーラーやキッチンカーなど災害時に活用可能な移動型車両の導入や協力など環境改善に取り組むとともに、被災者の生活支援・再建を担うNPOなど多様な民間団体との連携した取組みを強化する必要がある。

○住環境の整ったホテル・旅館を活用した2次避難の実施方法等について、令和6年能登半島地震での事例も踏まえながら、観光事業関係団体等との災害時応援協定を活用する必要がある。

(避難所の防災機能の向上)

○災害関連死の発生を最大限防止することを念頭に置き、災害特性に応じた資機材の配置状況の点検、耐震対策、非常用電源設備や備蓄倉庫の整備など防災機能の強化を促進する必要がある。また、可能な限り良好な生活環境を確保する観点から、バリアフリー化、暑さ・寒さ対策やプライバシー配慮対策をはじめ乳幼児のいる世帯や女性、障がい者、高齢者等の多様な利用者に配慮した環境改善や避難生活の長期化に即した食事の提供体制の整備、感染症まん延下の避難を想定した避難所の収容力の確保などを、引き続き促進する必要がある。災害発生時には、可動式空調機器や非常用発電機などの資機材や専門技術者を機動的に確保する必要がある。

○夏季における自然災害発生時には、平時とは異なる生活環境、作業内容、水・食料の摂取、体調等の状況により、熱中症の危険性が高まる。また、停電等により冷房設備が十分に稼働しない危険性もある。平時から、災害時における熱中症の危険性や避難生活・片付け作業時の注意点に関して普及啓発を図るとともに、非常用電源や冷却器具等の熱中症対策に資する設備・備品の確保が必要である。災害発生時には、被災者や復興ボランティア等の作業者に対して注意喚起し予防行動を実践できるように支援する必要がある。また、子どもや高齢者等の熱中症弱者の冷房設備が整った場所への避難も検討し、避難所等との調整が必要である。

(要配慮者の避難環境の充実)

○福祉避難所の設置について、下呂市社会福祉協議会との協定は締結しているものの、設置方針やマ

ニユアル等による運営体制が確立していない。

- 福祉避難所の設置には、発災後、時間を要することが想定されることから、指定避難所内における福祉避難スペースの確保が必要である。

2-6) 想定を超える大量の避難者や観光客を含む帰宅困難者の発生、混乱

(通信環境整備)

- 不特定多数が利用する施設において情報収集や連絡をとる手段としての通信環境の整備が不十分である。

(住民への情報伝達手段の強化)

- 災害時にはメール・防災行政無線を中心に情報発信を行っているが、CATVにおいても県の被害情報集約システムと連携したデータ放送を行っている。スマートフォン普及率の向上に伴い、防災アプリケーション等を活用した、正確かつ迅速な情報発信を検討する必要がある。

(公園施設の整備)

- 市街地においては、多くの観光客を迎える宿泊施設等が集積しており、大規模地震、火災等による人的被害の恐れがある。

2-7) 大規模な自然災害と感染症との同時発生

(感染症対策の強化)

- 避難所において、感染症の予防対策を行う必要がある。

3. 必要不可欠な行政機能を確保する

3-1) 市職員・施設等の被災、受援体制の不備による行政機能の大幅な低下

(行政ネットワークの機能強化)

- 総合行政システム等の回線(CTC・岐阜 JSHW)は、国道41号沿いに敷設されており、土砂災害・洪水害等による寸断や、大規模地震による液状化等被害の影響を受ける可能性がある。

(行政施設の整備・機能維持)

- 公共施設において、老朽化に伴う大規模改修、長寿命化改修、建替えの判断が必要な施設が出てくる。

(消防受援体制の充実)

- 災害時には道路の寸断等による緊急消防援助隊の進出経路及び進出拠点の確保の困難が想定される。また、無線機等受援時に必要な機材が不足している。

(受援体制の強化)

○災害時には避難所の開設・運営に当たる市職員も自ら被災し業務に従事できない可能性があることから、受援計画、災害対応マニュアルなどの見直しや、他自治体との災害時相互応援協定を活用する必要がある。

4. 生活・経済活動を機能不全に陥らせない

4-1) サプライチェーンの寸断等による経済活動の麻痺や風評被害などによる観光経済等への影響

(安全・安心な観光地づくり)

○JR 高山本線、国道 41 号等の主要アクセスが、災害により機能せず、陸の孤島となる可能性がある。
○災害時に各メディアが伝える被災情報では、実際と異なっている場合や、誇張された情報により、風評被害が広がる恐れがある。

4-2) 食料や物資の供給の途絶、分配体制の不備等に伴う、市民生活・社会経済活動への甚大な影響

(道路ネットワークの整備)

○地震、豪雨等において緊急車両の通行をはじめ物資の供給に支障が生じる恐れがある。

(災害時における食料供給体制の確保)

○民間企業等と協定を締結し、災害時に必要な食料等生活必需物資を調達できる体制を構築する必要がある。

4-3) 農地・森林や生態系等の被害に伴う荒廃・多面的機能の低下

(鳥獣被害の防止)

○防護柵の設置等により農作物への被害は減少しているものの、今後、猟友会員の高齢化に伴う捕獲数低下などから有害鳥獣生息数の増大が懸念される。

(基幹農道整備)

○国道 257 号のバイパスに相当する路線は無く、災害等で同路線が分断した場合、人・モノの移動に深刻な影響を及ぼす可能性がある。

(農業生産基盤及び生活環境基盤の整備)

○農家の高齢化や担い手不足等から離農による農地の荒廃が進むことで、農地の持つ防災等多面的機能の低下が懸念される。

(農業水路等の長寿命化)

○基幹用水路は、広大な受益面積を抱えるものの、整備年が古く老朽化が進んでいる。

(森林施業のための路網整備)

- 林道施設は、建設から 40 年以上経過している橋梁が全体の約 63%を占めている。一方で、間伐による森林整備を促進し災害に強い森林づくりを進めるため、継続的かつ安全に林道を利用することが課題となっている。
- 213 路線の林道が整備されており、森林整備を促進し災害に強い森林づくりを進めるため、継続的かつ安全に林道を利用することが課題となっている。

(里山林の整備)

- 山村地域の過疎化・高齢化により森林の手入れを行う地域住民が減少し、里山林の荒廃が懸念される。

5. 情報通信サービス、電力・燃料等ライフライン、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる

5-1) ライフライン(電気、ガス、石油、上下水道等)の長期間・大規模にわたる機能停止

(総合的な大規模停電対策の推進)

- 暴風・豪雪に伴う倒木による停電発生を未然に防止するため、市、電気事業者及び県関係部局が連携し、孤立予想地域や重要施設への送電路を優先に、危険樹木の事前伐採を効果的かつ効率的に推進する必要がある。
- 市、医療機関や社会福祉施設等が備蓄・保有する非常用発電機の数量、規格、燃料補給体制などについて総点検を行い、電力・通信の重要施設リストを作成・更新する必要がある。また、電源車や非常用発電機の配備、燃料の供給に関する電気事業者及び通信事業者、災害時協定締結団体等との連携を強化し、停電が長期化した際にも代替的な電源が迅速かつ円滑に確保される仕組みを整備する必要がある。
- 平時からの電気事業者とのホットラインなど「顔の見える」関係を構築するとともに、停電発生に備えた市災害対策本部への情報連絡員の派遣、早期復旧を図るための被災状況、道路啓開等に関する情報や復旧計画の共有及び連携方策、電源車の配備等について、電気事業者との協定を活用し、連携・協力体制を強化する必要がある。
- 自動車メーカー・販売店との協定を締結し、停電時における電源確保方策の一環として電気自動車等の活用を図るとともに、情報通信事業者との連携により、公共施設や避難所における携帯電話等充電用資機材を確保する必要がある。
- 停電時の住民の不安や混乱を軽減するため、市、電気事業者、県は、相互に連携して多様な情報伝達手段を活用してきめ細かな情報発信を行う必要がある。

(上下水道施設の耐震・老朽化対策の推進)

- 管路の経年化が進み、被害状況によっては水道管が破断し水の供給が途絶える恐れがある。
- 平成9年度以前に設計した施設について、処理機能を保持するために必要な耐震性機能を確保できていない可能性がある。

○上水道施設(取水施設・浄水施設・配水場)の被害により断水が発生した場合には、近隣の市町村と連携した給水車等による応急給水体制を確保する必要がある。また、(公社)日本水道協会における被災時の応急復旧、応急給水の支援体制が円滑に実施されるよう必要な調整を行う必要がある。

(無電柱化の促進)

○道路上の電線・電柱は、景観を損なうだけでなく、歩行者や車椅子の通行の妨げとなり、地震等の災害時には、電柱が倒れ緊急車両の通行の支障となるなどの危険がある。

(ごみ処理施設更新改廃等構想策定の推進)

○日常生活・業務活動において必要不可欠である、ごみ処理について、施設設備の更新改廃期が迫っており、次期可燃ごみ処理施設、不燃資源ごみ回収保管場(後者は、暫定表記)の施設整備に向け、基本構想等をはじめとする事前の構想策定を進める必要がある。

(合併浄化槽の普及促進)

○生活排水が未処理となっている単独処理浄化槽やくみ取り便槽の使用は、水質汚濁の大きな原因となる。また、老朽化した単独浄化槽は、災害時において生活環境の保全及び公衆衛生上重大な支障を来す可能性がある。

5-2) 幹線道路・鉄道が分断する等、基幹的交通ネットワークの長期間にわたる機能停止による物流・人流への甚大な影響

(基幹農道整備)

○国道 257 号のバイパスに相当する路線は無く、災害等で同路線が分断した場合、人・モノの移動に深刻な影響をもたらす可能性がある。

(道路ネットワークの整備)

- 高度経済成長期以降に整備した橋梁、トンネル、法面及び舗装等老朽化に伴い、通行の安全が確保されていない。
- 大規模災害が発生した場合、同時多発する被害に対して早急に対応する必要がある。
- 避難路、通学路において児童・生徒及び歩行者の交通事故及び災害による危険性が危惧される。

(空家対策の推進)

○放置されている空家が市内に複数存在するため、災害時に空家倒壊により道路の閉鎖や火災発生
の恐れがある。

6. 地域社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

6-1) 災害廃棄物の処理の停滞等による復旧・復興の大幅な遅れ

(災害廃棄物処理の推進)

- 災害廃棄物の仮置場設置場所、運営等及び塵芥収集の継続が十分行えていない。
- 災害廃棄物処理の最適化と通常廃棄物処理の機能を確保する必要がある。
- 災害廃棄物の処理方針(災害ごみの出し方)について、平時から市民に周知しておく必要がある。
- 災害時に使用した簡易トイレ(排便収納袋)の運搬、処理方法が確立していない。

6-2) 災害対応・復旧復興を支える人材等(消防団員、専門家、コーディネーター、ボランティア、NPO、企業、労働者、地域に精通した技術者等)の不足等による復旧・復興の大幅な遅れ

(災害ボランティアの受入・連携体制の構築、支援職員の確保)

- 大規模災害発生時に、災害ボランティアセンターの円滑な開設・運営を行うため、平時から下呂市社会福祉協議会を含めた関係機関との意見交換や研修・訓練などを通じて、「顔の見える」関係づくりを進め、多様な主体との連携・協働を図る必要がある。

(防災人材の育成・活躍促進)

- 防災士の育成を推進するとともに、育成した人材が地域防災力の要となるよう、自主防災組織等と連携を深める機会の創出を促進するなど、防災人材がそれぞれの地域で活躍できる体制の構築を一層強化・推進する必要がある。
- 市と地域住民とが密接に連携した訓練を実施できるよう、能登半島地震で生じた事態も含め、より具体的な運営手順や方法を学ぶことができる研修を実施するとともに、避難所運営を指導する人材を育成する講座の充実を図る必要がある。
- 消防団員の確保環境が一段と厳しさを増している中、団員の処遇改善、企業等と連携した入団促進、団員がやりがいを持って活動できる環境づくりなど、効果的な確保対策を検討するとともに、基本団員の確保に加え、大規模災害団員をはじめとした機能別消防団員の拡充、消防職団員OBや女性、学生、外国人など多様な人材の活用などの方策を推進する必要がある。
- 近年、全国的に豪雨災害、土砂災害、地震災害等が頻発する中、幅広い知識、技術を習得し消防活動を安全かつ的確に実施できるよう、消防職団員を対象に、災害対策訓練、水防訓練、ドローンを活用した教育訓練等を実施する必要がある。また、防災に関する意思決定や現場での女性の活躍を推進し、地域防災力の向上を図る必要がある。

(コミュニティ活動の担い手養成)

- 災害時に「共助」の力を発揮するためにも、平時からのコミュニティの活力維持が重要なことから、地域の課題解決に取り組んでいる地域活動団体等に対して、その活動に関して指導、助言等を行うアドバイザー等を派遣する必要がある。
- 地域のコミュニティとして様々な活動と防災活動を組み合わせること等により、災害による被害を予防し、軽減するための自主防災組織の育成・活動を促進する必要がある。

6-3) 公共施設の損壊や広域的地盤沈下等による復旧・復興の大幅な遅れ

(液状化・地盤沈下対策の推進)

- 令和6年能登半島地震では、広範囲において液状化が発生し、道路や建造物に多数の被害が生じている。また、岐阜県においても、明治24年の濃尾地震において、液状化による被害が確認されていることから、液状化が発生する危険性がある地域や対策などについて、防災イベント等の機会を通じて、広く市民に啓発する必要がある。

6-4) 貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊、地域産業の担い手の長期避難等による有形・無形の文化の衰退・喪失

(文化財防火運動の実施)

- 木造建築は燃焼速度が速いため、全焼の可能性が高い。

(文化財等の保護対策の推進)

- 地域の文化財を適切に保存し後世へ継承するため、防災・防犯対策の徹底、大規模災害に備えた老朽化対策や、防災設備・耐震調査・耐震補強等への支援、また、後世への継承や資料の一元管理を図るため、文化財の資料・写真などをデジタルデータとして収集しアーカイブ化を継続する必要がある。
- 文化財の被害に備え、平時における総合的な把握や被災時における救援活動を円滑に行うため、地域コミュニティの機能を平時から維持・向上させる必要がある。
- 生活文化・民俗文化の継承には、地域文化やコミュニティの維持・活性化が重要であることから、地方活性化に向けた効果的な方策に取り組んでいく必要がある。
- 災害時には、被災地の地場産業の早期復興を支援する取組みを講ずる必要がある。

(観光資源保全)

- 各温泉地における源泉・配管、各種観光施設及び文化財等の災害対応について把握できていない。

6-5) 事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態

(地籍調査事業の促進)

- 災害により被災したライフラインを復旧するにあたり、土地の境界や所有者が不明確であるため、迅速な復旧対応ができない。

(応急仮設住宅の円滑かつ迅速な供給)

- 建設型応急住宅については、県と連携し必要戸数分の建設可能用地を確保するとともに、協定締結団体による供給能力等の把握に努めるほか、木造応急住宅の建設訓練を実施し、災害後の迅速な建設体制を整備する必要がある。賃貸型応急住宅については、円滑に提供できるよう、マニュアルに基づき、県や協定締結団体への災害救助法に基づく供与制度の周知と供給体制の強化を図る必要がある。

6-6) 自然災害後の地域のより良い復興に向けた事前復興ビジョンや地域合意の欠如等により、復興が大幅に遅れ地域が衰退する事態

(復興事前準備・事前復興の推進)

- 被災後には早期の復興まちづくりが求められるが、これまでの大規模災害時には、基礎データの不足や喪失、復興まちづくりを担う人材の不足などにより、復興に影響が生じることが予測されることから、防災・減災対策と並行して、事前に被災後の復興まちづくりを準備する復興事前準備の取組みを進めておくことが重要となる。このため、国のガイドラインや手引きを適宜情報提供し、市が地域の特性に応じた復興まちづくりを計画的に進められるようにする必要がある。また、令和6年能登半島地震を受けての「石川県創造的復興プラン」に基づく石川県の復興状況についても注視し、市における事前復興の推進に資する必要がある。
- 大規模災害からの復興に際して必要となる各種手続きについて、実際の運用事例やその判断基準を整理し、災害復旧を効率的・効果的に行うための取組み・手順等について、事前に整理検討しておくことが必要である。

7. 孤立の長期化、救助・救急活動の遅れ、物資の供給途絶等の事象が広域的かつ同時に発生した場合でも被害を最小限に抑える

7-1) 孤立の長期化、救助・救急活動の遅れ、物資の供給途絶等の事象の複数かつ同時の発生により、対応が後手に回り、防げる被害が防げない事態

(災害から命を守る自助・共助意識の向上)

- 市民総ぐるみで自助と共助の底上げを一層強力に推し進めるため、ハザードマップを確認する、地域の防災訓練に参加するなど、子どもから高齢者まで全ての世代を対象に市民の防災意識・知識の更なる向上を図る必要がある。

(受援体制の強化)

- 令和6年能登半島地震では、被災地に派遣された応援職員の活動場所や業務内容があらかじめ決められておらず、受援の遅れにつながった例もあることから、受援計画や災害対応マニュアルなどの見直しを行うなど、応援職員の効率的な配置や役割の明確化など受援体制の強化を図る必要がある。

(消防受援体制の充実)

- 災害時には道路の寸断等による緊急消防援助隊の進出経路及び進出拠点の確保の困難が想定される。また、無線機等受援時に必要な機材が不足している。

7-2) 地震後の豪雨災害といった複合災害により、多数の逃げ遅れや死傷者の発生、対応する職員や物資等の不足、生活基盤となるインフラ復旧の大幅な遅れなどの被害が甚大化・拡大化する事態

(複合災害への対応力の強化)

- 大雨により土砂災害や洪水による被害が発生する中での台風の接近や、大雪が続く中での地震の発生といった、様々な複合災害を想定した図上訓練を引き続き実施し、効率的な情報の集約・分析や、早期復旧に向けた関係機関との優先復旧箇所の選定といった具体的な対策の立案など、複合災

害への対応力の強化を図るとともに、訓練の結果を踏まえ、各種災害ごとの対応に用いる計画やマニュアルなどの見直しを図る必要がある。

- 災害対応に当たる要員、資機材等について、後発災害の発生が懸念される場合には、先発災害に多くを動員し後発災害に不足が生じるなど、望ましい配分ができない可能性があることに留意するとともに、限られた要員・資機材の投入判断や支援要請の早期判断について、あらかじめ関係する計画に定めておく必要がある。また、市町村において作成する計画についても、同様に複合災害に係る内容が充実されるよう促していく必要がある。

(複合災害発生リスクの周知・啓発)

- 令和6年能登半島地震からの復旧・復興が進められている地域において発生した河川の氾濫等による浸水被害や土砂災害なども踏まえ、命を最優先にした迅速な避難が行われるよう、山間部や河川の沿岸など、地域の特性に応じて発生可能性が高い複合災害について、市民に周知・啓発を図る必要がある。
- 地震などの災害により、大雨警報・注意報の発表基準について、通常基準より引き下げた暫定基準が設けられた際には、暫定基準に基づく避難指示の発令等を適切に行うことができるようにするとともに、市民に対し、通常基準との違いなどについて広く周知を図る必要がある。

施策分野ごとの脆弱性評価

(1)メンテナンス・老朽化対策

(病院等医療施設の整備)

○耐震化工事は完成しているものの、建物の老朽化が進んでおり、漏水、電気・ガス等のエネルギー供給装置の劣化による不具合の発生が懸念される。

(学校施設の長寿命化改良)

○市内学校施設のほとんどが避難所に指定されているが、建物は建設から 30 年から 40 年が経過し、老朽化がすすんでいる。

(こども園等児童福祉施設の適正管理・長寿命化改良)

○施設の長寿命化改修、大規模改修を適宜行うことにより、安全・安心な施設管理を進めるとともに、避難所としての防災機能の強化を図る必要がある。

(行政施設の整備・機能維持)

○公共施設において、老朽化に伴う大規模改修、長寿命化改修、建替えの判断をする施設が出てくる。

(上下水道施設の耐震・老朽化対策の推進)

○管路の経年化が進み、被害状況によっては水道管が破断し水の供給が途絶える恐れがある。

○平成9年度以前に設計した施設について、処理機能を保持するために必要な耐震性機能を確保できていない可能性がある。

(2)保健医療・福祉

(要配慮者利用施設の避難確保計画策定推進)

○高齢者、障がい者等の要配慮者は、災害時の避難行動に時間を要し、避難行動の遅れにより被災する危険性が高くなる。

(消防・救助体制の強化)

○より高度な救急救命士の育成が十分とは言えず、市民の意識高揚による傷病者の救命効果も十分とは言えない。また、大規模災害時の医療機関との連携訓練も不足している。

(医療体制の確保)

○地域の医師やメディカルスタッフが不足している。

○災害発生時に交通網の分断や孤立集落の発生によって生命にかかわる物資、エネルギーや医療従事者の確保が困難になる。

○医療救護対応の確認、医療救護計画を策定する必要がある。

(保健活動等の実施体制の強化)

○災害時の保健活動マニュアル、災害時の栄養・食生活支援マニュアル策定したが、訓練ができていない。

(病院等医療施設の整備)

○耐震化工事は完成しているものの、建物の老朽化が進んでおり、漏水、電気・ガス等のエネルギー供給装置の劣化による不具合の発生が懸念される。

(福祉施設等の防災対策)

○支援が必要な方々が利用される施設であり、自力で避難することが難しい方もみえ、利用者が継続的に支援を受けられ、利用者の命を守る建築物であることが求められる。

○あさぎりサニーランド(特別養護老人ホーム)は、土砂災害警戒区域、洪水浸水想定区域に位置し、施設の老朽化が進行している。

(要配慮者利用施設の事業継続体制の強化)

○建物設備の損壊、社会インフラの停止、災害時の人手不足による利用者へのサービス提供が困難となる一方、利用者の多くは、日常生活、健康管理、生命維持の大部分を提供サービスに依存している。

(要配慮者の避難体制の構築)

○市民の支え合いによって要配慮者が安全に避難できる地域づくりを進めるために、避難行動要支援者名簿の活用や個別避難計画の策定が必要である。

(災害時要配慮者利用施設間の連携強化)

○災害への対応は個々の施設で計画されており、応援体制等の連携が取れているものの、職員が大幅に不足する事態となった場合等、利用者の安全が確保できない事態が想定される。

(3)交通・物流

(道路除雪体制の強化)

○豪雪による積雪及び倒木等により長期間にわたり通行止めが余儀なくされる。また、路面凍結により危険性が高まる。

(道路ネットワークの整備)

○高度経済成長期以降に整備した橋梁、トンネル、法面及び舗装等老朽化に伴い、通行の安全が確保

されていない。

- 大規模災害が発生した場合、同時多発する被害に対して早急に対応する必要がある。
- 地震、豪雨等において緊急車両の通行をはじめ物資の供給に支障が生じる恐れがある。
- 避難路、通学路において児童・生徒及び歩行者の交通事故及び災害による危険性が危惧される。

(無電柱化の促進)

- 道路上の電線・電柱は、景観を損なうだけでなく、歩行者や車椅子の通行の妨げとなり、地震等の災害時には、電柱が倒れ緊急車両の通行の支障となるなどの危険がある。

(4)リスクコミュニケーション/人材育成等

(保健活動等の実施体制の強化)

- 災害時の保健活動マニュアル、災害時の栄養・食生活支援マニュアル策定したが、訓練ができていない。

(要配慮者利用施設の避難確保計画策定推進)

- 高齢者、障がい者等の要配慮者は、災害時の避難行動に時間を要し、避難行動の遅れにより被災する危険性が高くなる。

(要配慮者の避難体制の構築)

- 市民の支え合いによって要配慮者が安全に避難できる地域づくりを進めるために、避難行動要支援者名簿の活用や個別避難計画の策定が必要である。

(災害時要配慮者利用施設間の連携強化)

- 災害への対応は個々の施設で計画されており、応援体制等の連携が取れているものの、職員が大幅に不足する事態となった場合等、利用者の安全が確保できない事態が想定される。

(地域の防災・減災・災害時対策)

- 災害経験を踏まえた地域の土砂・洪水災害危険個所の更新が必要。
- 地域住民主体の避難所運営の有効性・必需性意識浸透が弱いことや、経験依存による避難への意識格差が大きい。

(災害から命を守る自助・共助意識の向上)

- 市民総ぐるみで自助と共助の底上げを一層強力に推し進めるため、ハザードマップを確認する、地域の防災訓練に参加するなど、子どもから高齢者まで全ての世代を対象に市民の防災意識・知識の更なる向上を図る必要がある。

(防災人材の育成・活躍促進)

- 防災士の育成を推進するとともに、育成した人材が地域防災力の要となるよう、自主防災組織等と連携を深める機会の創出を促進するなど、防災人材がそれぞれの地域で活躍できる体制の構築を一層強化・推進する必要がある。
- 市と地域住民とが密接に連携した訓練を実施できるよう、能登半島地震で生じた事態も含め、より具体的な運営手順や方法を学ぶことができる研修を実施するとともに、避難所運営を指導する人材を育成する講座の充実を図る必要がある。
- 消防団員の確保環境が一段と厳しさを増している中、団員の処遇改善、企業等と連携した入団促進、団員がやりがいを持って活動できる環境づくりなど、効果的な確保対策を検討するとともに、基本団員の確保に加え、大規模災害団員をはじめとした機能別消防団員の拡充、消防職団員OBや女性、学生、外国人など多様な人材の活用などの方策を推進する必要がある。
- 近年、全国的に豪雨災害、土砂災害、地震災害等が頻発する中、幅広い知識、技術を習得し消防活動を安全かつ的確に実施できるよう、消防職団員を対象に、災害対策訓練、水防訓練、ドローンを活用した教育訓練等を実施する必要がある。また、防災に関する意思決定や現場での女性の活躍を推進し、地域防災力の向上を図る必要がある。

(5)官民連携

(消防・救助体制の強化)

- 人的被害は、災害の規模だけでなく迅速かつ的確な対応力にも大きく左右されるため、防災体制が不十分の場合、多数の死傷者が発生する危険性がある。

(医療体制の確保)

- 医療救護対応の確認、医療救護計画を策定する活用及び随時更新を行う必要がある。

(道路ネットワークの整備)

- 大規模災害が発生した場合、同時多発する被害に対して早急に対応する必要がある。

(災害時における食料供給体制の確保)

- 民間企業等と協定を締結し、災害時に必要な食料等生活必需物資を調達できる体制を構築する必要がある。

(災害ボランティアの受入・連携体制の構築、支援職員の確保)

- 大規模災害発生時に、災害ボランティアセンターの円滑な開設・運営を行うため、平時から下呂市社会福祉協議会を含めた関係機関との意見交換や研修・訓練などを通じて、「顔の見える」関係づくりを進め、多様な主体との連携・協働を図る必要がある。

(6)農林水産

(鳥獣被害の防止)

○防護柵の設置等により農作物への被害は減少しているものの、今後、猟友会員の高齢化に伴う捕獲数低下などから有害鳥獣生息数の増大が懸念される。

(基幹農道整備)

○国道 257 号のバイパスに相当する路線は無く、災害等で同路線が分断した場合、人・モノの移動に深刻な影響をもたらす可能性がある。

(農業ため池整備)

○田島ため池は上流に土砂災害特別警戒区域、下流に市道、民家、JR線路を抱えることから「防災重点ため池」に指定されており、氾濫した場合は大被害が懸念される。

(農業水路等の長寿命化)

○基幹用水路は、広大な受益面積を抱えるものの、整備年が古く老朽化が進んでいる。

(農業生産基盤及び生活環境基盤の整備)

○農家の高齢化や担い手不足等から離農による農地の荒廃が進むことで、農地の持つ防災等多面的機能の低下が懸念される。

(森林施業のための路網整備)

○林道施設は、建設から 40 年以上経過している橋梁が全体の約 63%を占めている。一方で、間伐による森林整備を促進し災害に強い森林づくりを進めるため、継続的かつ安全に林道を利用することが課題となっている。

○213 路線の林道が整備されており、森林整備を促進し災害に強い森林づくりを進めるため、継続的かつ安全に林道を利用することが課題となっている。

(里山林の整備)

○山村地域の過疎化・高齢化により森林の手入れを行う地域住民が減少し、里山林の荒廃が懸念される。

(7)ライフライン・情報通信

(通信環境整備)

○不特定多数が利用する施設において情報収集や連絡をとる手段としての通信環境の整備が不十分である。

(住民への情報伝達手段の強化)

○災害時にはメール・防災行政無線を中心に情報発信を行っているが、CATVにおいても県の被害情報集約システムと連携したデータ放送を行っている。スマートフォンの普及に伴い、防災アプリケーション等を活用した、正確かつ迅速な情報発信を検討する必要がある。

(生活水の確保)

○下呂市地域防災計画の家庭における貯水について十分な周知がされていない。また、生活水の輸送体制の整備が不十分なため、災害時に生活水の不足が懸念される。

(道路ネットワークの整備)

○地震、豪雨等において緊急車両の通行をはじめ物資の供給に支障が生じる恐れがある。

(安全・安心な観光地づくり)

○被災により JR 高山本線、国道 41 号等の主要アクセスが災害により機能せず陸の孤島となる可能性がある。

○災害時に各メディアが伝える被災情報では、実際と異なっていたり、誇張された情報により、風評被害が広がる恐れがある。

(上下水道施設の耐震・老朽化対策の推進)

○管路の経年化が進み、被害状況によっては水道管が破断し水の供給が途絶える恐れがある。

○平成9年度以前に設計した施設について、処理機能を保持するために必要な耐震性機能を確保できていない可能性がある。

(合併浄化槽の普及促進)

○生活排水が未処理となっている単独処理浄化槽やくみ取り便槽の使用は、水質汚濁の大きな原因となる。また、老朽化した単独浄化槽は、災害時において生活環境の保全及び公衆衛生上重大な支障を来す可能性がある。

(ごみ処理施設更新改廃等構想策定の推進)

○日常生活・業務活動において必要不可欠である、ごみ処理について、施設設備の更新改廃期が迫っており、次期可燃ごみ処理施設、不燃資源ごみ回収保管場(後者は、暫定表記)の施設整備に向け、基本構想等をはじめとする事前の構想策定を進める必要がある。

(孤立地域の発生に備えた通信手段の確保)

○孤立地域に支援を行う上で通信の確保は不可欠であることから、固定電話、携帯電話共に使用できない場合の衛星携帯電話、特設公衆電話、防災行政無線アンサーバックなどの通信手段や非常用電

源の確保を促進する必要がある。また、令和6年能登半島地震でも活用された民間の衛星通信機器をはじめとする新技術・デジタル技術を用いた通信手段の確保を検討する必要がある。

(孤立地域の発生に備えた道路ネットワーク等の確保))

- 高度経済成長期以降に整備した橋梁、トンネル、法面及び舗装等老朽化に伴い、通行の安全が確保されていない。
- 災害により道路が通行不能となった際には、建設関連団体との災害応援協定や、道路管理者でも倒壊した電柱を撤去できる旨を定めた電線管理者との協定を活用し、関係機関と連携して迅速な啓開作業を実施する必要がある。
- 国道 257 号のバイパスに相当する路線は無く、災害等で同路線が分断した場合、人・モノの移動に深刻な影響をもたらす可能性がある。

(8)住宅・都市/土地利用

(住宅・建築物の耐震化)

- 公共施設は概ね耐震化が完了しているが、民間建築物の耐震化が進んでいない。

(公園施設の整備)

- 市街地においては、多くの観光客を迎える宿泊施設等が集積しており、大規模地震、火災等による人的被害の恐れがある。

(空家対策の推進)

- 放置されている空家が市内に複数存在するため、災害時に空家倒壊により道路の閉鎖や火災発生の恐れがある。

(地籍調査事業の促進)

- 災害により被災したライフラインを復旧するにあたり、土地の境界や所有者が不明確であるため、迅速な復旧対応ができない。

(応急仮設住宅の円滑かつ迅速な供給)

- 建設型応急住宅については、県と連携し必要戸数分の建設可能用地を確保するとともに、協定締結団体による供給能力等の把握に努めるほか、木造応急住宅の建設訓練を実施し、災害後の迅速な建設体制を整備する必要がある。賃貸型応急住宅については、円滑に提供できるよう、マニュアルに基づき、県や協定締結団体への災害救助法に基づく供与制度の周知と供給体制の強化を図る必要がある。

(復旧復興の事前準備・事前復興の推進)

○大規模災害からの復旧復興に際して必要となる各種手続きについて、実際の運用事例やその判断基準を整理できておらず、速やかな災害復旧を進めるための計画の策定が必要である。

(液状化・地盤沈下対策の推進)

○令和6年能登半島地震では、広範囲において液状化が発生し、道路や建造物に多数の被害が生じている。また、岐阜県においても、明治24年の濃尾地震において、液状化による被害が確認されていることから、液状化が発生する危険性がある地域や対策などについて、防災イベント等の機会を通じて、広く市民に啓発する必要がある。

(9)国土保全

(河川・水路施設等の整備)

○近年多発する局地的豪雨等による浸水及び土砂による被害が頻発し、市民の生命、財産が危険に晒されている。

(里山林の整備)

○山村地域の過疎化・高齢化により森林の手入れを行う地域住民が減少し、里山林の荒廃が懸念される。

(観光資源保全)

○各温泉地における源泉・配管、各種観光施設及び文化財等の災害対応について把握できていない。

(地籍調査事業の促進)

○災害により被災したライフラインを復旧するにあたり、土地の境界や所有者が不明確であるため、迅速な復旧対応ができない。

(火山防災対策)

○登山者へ注意を促すための看板整備、火山防災マップの作成を進める必要がある。

○登山者の事前準備の徹底や、火山災害発生時の安否確認と捜索救助活動の迅速化を図る必要がある。

(10)避難所の機能確保

(通信環境整備)

○不特定多数が利用する施設において情報収集や連絡をとる手段としての通信環境の整備が不十分である。

(道の駅の防災機能の強化)

- 「道の駅」には道路利用者の休憩の場として市外からの利用客も多く、被災時には近隣住民を含めて被災者の一次避難場所として利用されるため、避難場所としての整備が必要。

(地域の防災・減災・災害時対策)

- 感染予防対策が不十分な避難所の備蓄を充実させる必要がある。

(避難所環境の充実)

- 要配慮者を含む避難者が、安心して避難生活を送れるようにするため、「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」や「スフィア基準」の考え方に加え、大規模災害時の教訓等も踏まえ、「下呂市避難所運営マニュアル」を適宜改定する必要がある。また、令和6年能登半島地震のように避難所生活が長期化することを見据え、トイレトレーラーやキッチンカーなど災害時に活用可能な移動型車両の導入や協力など環境改善に取り組むとともに、被災者の生活支援・再建を担うNPOなど多様な民間団体との連携した取組みを強化する必要がある。
- 住環境の整ったホテル・旅館を活用した2次避難の実施方法等について、令和6年能登半島地震での事例も踏まえながら、観光事業関係団体等との災害時応援協定を活用する必要がある。

(避難所の防災機能の向上)

- 災害関連死の発生を最大限防止することを念頭に置き、災害特性に応じた資機材の配置状況の点検、耐震対策、非常用電源設備や備蓄倉庫の整備など防災機能の強化を促進する必要がある。また、可能な限り良好な生活環境を確保する観点から、バリアフリー化、暑さ・寒さ対策やプライバシー配慮対策をはじめ乳幼児のいる世帯や女性、障がい者、高齢者等の多様な利用者に配慮した環境改善や避難生活の長期化に即した食事の提供体制の整備、感染症まん延下の避難を想定した避難所の収容力の確保などを、引き続き促進する必要がある。災害発生時には、可動式空調機器や非常用発電機などの資機材や専門技術者を機動的に確保する必要がある。
- 夏季における自然災害発生時には、平時とは異なる生活環境、作業内容、水・食料の摂取、体調等の状況により、熱中症の危険性が高まる。また、停電等により冷房設備が十分に稼働しない危険性もある。平時から、災害時における熱中症の危険性や避難生活・片付け作業時の注意点に関して普及啓発を図るとともに、非常用電源や冷却器具等の熱中症対策に資する設備・備品の確保が必要である。災害発生時には、被災者や復興ボランティア等の作業者に対して注意喚起し予防行動を実践できるように支援する必要がある。また、子どもや高齢者等の熱中症弱者の冷房設備が整った場所への避難も検討し、避難所等との調整が必要である。

(要配慮者の避難環境の充実)

- 福祉避難所の設置について、下呂市社会福祉協議会との協定は締結しているものの、設置方針やマニュアル等による運営体制が確立していない。

○福祉避難所の設置には、発災後、時間を要することが想定されることから、指定避難所内における福祉避難スペースの確保が必要である。

(避難所開設・運営における地域連携)

○大規模災害時には、市職員や学校職員等施設管理者が被災し、指定避難所の開設が遅れる可能性がある。平時から、避難所運営委員会を組織し、行政と地域、学校職員等施設管理者とが連携して指定避難所を開設・運営できる体制を構築する必要がある。

(男女共同参画の視点から見た防災体制の構築)

○女性が防災施策の意思決定過程に主体的に参画し、女性と男性が災害から受ける影響の違いなどに十分配慮された災害対応が行われるよう、市防災会議の委員における女性の登用する必要がある。また、防災施策に係る男女共同参画の視点を持った市職員、防災士の養成を進めるため、避難所運営支援をはじめとした災害対応等に当たっては、女性の参画も図る必要がある。

(11)行政機能/消防/防災教育等

(消防・救助体制の強化)

- 令和4年度時点の消防水利充足率は 78.2%であり、防火水槽の耐震化率が低いため、災害時に水利として利用できなくなる可能性がある。
- 住宅火災での高齢者や障害のある人等の逃げ遅れの危険性が高い。また、災害の多様性への即応力が不足している。
- 人的被害は、災害の規模だけでなく迅速かつ的確な対応力にも大きく左右されるため、防災体制が不十分の場合、多数の死傷者が発生する危険性がある。
- 人材育成・教育訓練及び消防資機材の整備が不十分な場合、災害時の迅速な救助活動に支障をきたす恐れがある。
- より高度な救急救命士の育成が十分とは言えず、市民の意識高揚による傷病者の救命効果も十分とは言えない。また、大規模災害時の医療機関との連携訓練も不足している。
- 生産年齢人口の減少に伴い、消防団員の減少・高齢化が進み、消防団員の充足率は令和6年度で約86%(令和元年度は約93%)であり、年々悪化している。
- 緊急消防援助隊を迅速に出動させる体制を維持する必要がある。

(防災行政無線通信施設の安定的な活用)

○防災行政無線通信施設の耐用年数の超過、戸別受信機の通信不良の恐れがある。

(行政ネットワークの機能強化)

○総合行政システム等の回線(CTC・岐阜 JSHW)は、国道41号沿いに敷設されており、土砂災害・洪水害等による寸断や、大規模地震による液状化等被害の影響を受ける可能性がある。

(消防受援体制の充実)

○災害時には道路の寸断等による緊急消防援助隊の進出経路及び進出拠点の確保の困難が想定される。また、無線機等受援時に必要な機材が不足している。

(文化財防火運動の実施)

○木造建築は燃焼速度が速いため、全焼の可能性が高い。

(火山防災対策)

○実効性のある防災対策を実施する必要がある。

(受援体制の強化)

○災害時には避難所の開設・運営に当たる市職員も自ら被災し業務に従事できない可能性があることから、受援計画、災害対応マニュアルなどの見直しや、他自治体との災害時相互応援協定を活用する必要がある。

(男女共同参画の視点から見た防災体制の構築)

○女性が防災施策の意思決定過程に主体的に参画し、女性と男性が災害から受ける影響の違いなどに十分配慮された災害対応が行われるよう、市防災会議の委員における女性の登用する必要がある。また、防災施策に係る男女共同参画の視点を持った市職員、防災士の養成を進めるため、避難所運営支援をはじめとした災害対応等に当たっては、女性の参画も図る必要がある。

(複合災害への対応力の強化)

○大雨により土砂災害や洪水による被害が発生する中での台風の接近や、大雪が続く中での地震の発生といった、様々な複合災害を想定した図上訓練を実施し、効率的な情報の集約・分析や、早期復旧に向けた関係機関との優先復旧箇所の選定といった具体的な対策の立案など、複合災害への対応力の強化を図るとともに、訓練の結果を踏まえ、各種災害ごとの対応に用いる計画やマニュアルなどの見直しを図る必要がある。

○災害対応に当たる要員、資機材等について、後発災害の発生が懸念される場合には、先発災害に多くを動員したことで後発災害に不足が生じるなど、望ましい配分ができない可能性があることに留意するとともに、限られた要員・資機材の投入判断や支援要請の早期判断について、災害時受援計画等に定めておく必要がある。

(複合災害発生リスクの周知・啓発)

○令和6年能登半島地震からの復旧・復興が進められている地域において発生した河川の氾濫等による浸水被害や土砂災害なども踏まえ、命を最優先にした迅速な避難が行われるよう、山間部や河川の沿岸など、地域の特性に応じて発生可能性が高い複合災害について、市民に周知・啓発を図る

必要がある。

○地震などの災害により、大雨警報・注意報の発表基準について、通常基準より引き下げた暫定基準が設けられた際には、暫定基準に基づく避難指示の発令等を適切に行うことができるようにするとともに、市民に対し、通常基準との違いなどについて広く周知を図る必要がある。

(12)環境

(災害廃棄物処理の推進)

- 災害廃棄物の仮置場設置場所、運営等及び塵芥収集の継続が十分行えていない。
- 災害廃棄物処理の最適化と通常廃棄物処理の機能を確保する必要がある。
- 避難所や家庭から出される排便収納袋等の排泄物運搬方法や、処理方針が確立されておらず、市民への周知も進んでいないため、災害時には混乱が予想される。

(合併浄化槽の普及促進)

- 生活排水が未処理となっている単独処理浄化槽やくみ取り便槽の使用は、水質汚濁の大きな原因となる。また、老朽化した単独浄化槽は、災害時において生活環境の保全及び公衆衛生上重大な支障を来す可能性がある。

(ごみ処理施設更新改廃等構想策定の推進)

- 日常生活・業務活動において必要不可欠である、ごみ処理について、施設設備の更新改廃期が迫っており、次期可燃ごみ処理施設、不燃資源ごみ回収保管場(後者は、暫定表記)の施設整備に向け、基本構想等をはじめとする事前の構想策定を進める必要がある。

(13)デジタル新技術等の活用

(孤立地域の発生に備えた通信手段の確保)

- 災害時に、固定電話、携帯電話共に使用できない場合に備え、衛星携帯電話、特設公衆電話、防災行政無線アンサーバック機能などの通信手段を活用し、自主防災組織や応援団体等との連絡体制を構築する必要がある。

(住民への情報伝達手段の強化)

- 災害時にはメール・防災行政無線を中心に情報発信を行っているが、CATVにおいても県の被害情報集約システムと連携したデータ放送を行っている。スマートフォンの普及に伴い、防災アプリケーション等を活用した、正確かつ迅速な情報発信を検討する必要がある。

(ドローンの活用)

○ドローンによる遠隔点検技術のデジタル化を推進し、災害発生時における道路・河川・山林・施設等の点検を安全かつ効率的に実施する必要がある。

「起きてはならない最悪の事態」ごとの推進方針

1. あらゆる自然災害対し、直接死を最大限防ぐ

1-1) 巨大地震による住宅・建築物の複合的・大規模倒壊や密集市街地等の大規模火災に伴う甚大な人的被害の発生

(消防・救助体制の強化)

- 災害時にも利用できるよう耐震性を備えた防火水槽を整備していく。
- 住宅防火のほか、災害の時々に応じた啓発内容を盛り込んだ消防広報を継続実施する。
- 不特定多数が集まる施設については、年1回以上の立入検査を行い、防火防災訓練の実施指導と訓練への立会いの徹底を行う。

(要配慮者利用施設の避難確保計画策定推進)

- 水防法及び土砂災害防止法に基づき、要配慮者が利用する施設における避難確保計画の策定、避難訓練の実施を進める。

(住宅・建築物の耐震化)

- 木造住宅、不特定多数の人が利用する特定建築物、緊急輸送道路沿道建築物の耐震化を実施する。

(学校施設の長寿命化改良)

- 老朽化対策のための長寿命化改修、大規模改修に伴い、バリアフリー対策や非構造部材の耐震化など、避難所としての防災機能の強化を図る。

1-2) 集中豪雨による市街地や地域等の大規模かつ長期にわたる浸水被害の発生(ため池の損壊によるものや、防災インフラの損壊・機能不全等による洪水・高潮等に対する脆弱な防災能力の長期化に伴うものを含む)

(要配慮者利用施設の避難確保計画策定推進)

- 水防法及び土砂災害防止法に基づき、要配慮者が利用する施設における避難確保計画の策定、避難訓練の実施を進める。

(要配慮者の避難体制の構築)

- 避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の活用促進を図り、市民の支え合いによって要配慮者が安全に避難できる地域づくりを進める。

(河川・水路施設等の整備)

- 豪雨等の災害に対応できる河川や排水路の整備を進めるとともに、国・県と連携して砂防工事、河川改修や浚渫、急傾斜地崩壊対策工事等を実施する。

(農業ため池整備)

○ネットワークカメラ等により監視体制の強化を図る。

1-3) 大規模な土砂災害(深層崩壊、土砂・洪水氾濫、天然ダムの決壊など)や火山噴火(火山噴出物の流出等を含む)による地域等の壊滅や甚大な人的被害の発生

(里山林の整備)

○間伐や下刈り等里山林を整備することで、人家近くの森林の荒廃を防ぎ、災害や害獣の侵入を防止する。

(地域の防災・減災・災害時対策)

○災害ハザードマップの公開データ化を進める。

○地域が主体となり、災害に備えた取り組みを進めるとともに、行政はその取り組みを支援する。

(火山防災対策)

○活火山への看板(多言語)の整備や、火山防災マップの作成・配布・定期的な更新を進める。

○登山届の提出について啓発を進める。

○山岳遭難救助に関するマニュアルの更新を適宜行うとともに、救助、搜索等におけるプロフェッショナルな人材を育成する。

1-4) 暴風雪や豪雪等に伴う災害(孤立、大規模車両滞留など)による多数の死傷者の発生

(道路除雪体制の強化)

○早期に通行の安全確保を図るため、除雪、凍結防止体制の強化及び通行安全監視を行う。

1-5) 避難行動に必要な情報が適切に住民及び観光客等に提供されないことや情報伝達の不備、悪質な虚偽情報の発信等による人的被害の発生

(通信環境整備)

○不特定多数が利用する施設において、平時のみならず災害時にも必要な情報が提供されるよう通信環境の整備を進める。

(住民への情報伝達手段の強化)

○スマートフォンの普及に伴い、防災アプリケーション等を活用した、正確かつ迅速な情報発信を行う。
市民に対し、防災アプリケーションの加入を促進する。

(地域の防災・減災・災害時対策)

○避難所運営を地域主導で早期に実現可能な手法検討・実施、避難行動の意識向上に向けた情報発信や周知活動の実施機会を増加させる。

(防災行政無線通信施設の安定的な活用)

○施設設備の耐用年数超過による代替、デジタル通信網への対応を行う。

2. 救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、関連死を最大限防ぐ

2-1) 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止

(医療体制の確保)

○災害発生時に迅速に医療救護を行えるよう、平時から医療従事者確保に対する支援や医療物資の点検、確保を行う。

(生活水の確保)

○日頃から家庭での生活水の備蓄を周知するとともに、災害時は人員を確保し、生活水を届けられるよう輸送体制を整備する。

(上下水道施設の耐震・老朽化対策の推進)

○アセットマネジメントを行い、施設・管路の改修・耐震計画を立て、効率よく更新する。

(道の駅の防災機能の強化)

○避難場所及び防災活動拠点として利用できるよう、防災公園、防災備蓄倉庫、防災用トイレ(マンホールトイレ等)の整備を進める。

○被災時には、道の駅において帰宅困難者の避難が想定されるため、電力確保を目的とした再生可能エネルギー設備の整備を進める。

2-2) 道路寸断等による多数かつ長期にわたる孤立地域の同時発生

(孤立地域の発生に備えた道路ネットワーク等の確保)

○災害により道路が通行不能となった際には、下呂建設業協会等との災害時応援協定を活用し、迅速な啓開作業等を実施できる体制を構築する。

(孤立地域の発生に備えた通信手段の確保)

○災害時に、固定電話、携帯電話共に使用できない場合に備え、衛星携帯電話、特設公衆電話、防災行政無線アンサーバック機能などの通信手段を活用し、自主防災組織や応援団体等との連絡体制を構築する。

(ヘリコプター等の空路を活用した受援体制の構築)

○多数の孤立地域が同時発生した際には、ヘリコプター等による空からの迅速な状況把握や救助活動、物資輸送が有効であることから、既設ヘリポートの他、グラウンド、河川敷、遊休農地等を臨時場外離

着陸場として活用できるよう調整する。自衛隊、岐阜県等との実戦的な合同想定訓練(レスキュー下呂)を実施し、『空路による受援体制』を構築する。

2-3) 自衛隊、警察、消防等の被災や救援ルートの寸断等による救助・救急活動等の遅れ及び重大な不足

(消防・救助体制の強化)

- 迅速な救助活動を実施できるようにするため、計画的に資機材を整備し、効果的な訓練を実施していく。
- 救急救命士を含めた救命業務に携わる職員の教育を担当する組織を創設する。また、大規模災害を想定した訓練を医療機関と実施し、課題を確認し改善していく。
- 消防通信指令システムを安定稼働させるため計画的に設備の維持管理を行う。
- 団員確保対策を引き続き行い、消防団組織の再編により効率的な消防力の確保を行う。
- 緊急消防援助隊を迅速に出動させる体制を維持するため、通信支援小隊、消火隊、救急隊、消火隊の登録を維持する。消防・救急車両を適正に維持・整備する。

2-4) 医療・福祉施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺

(医療体制の確保)

- 災害発生時に迅速に医療救護を行えるよう、平時から医療従事者確保に対する支援体制の構築や医療物資の点検、確保を行う。
- 災害発生時の医師会との連絡体制や救護体制を構築する。

(病院等医療施設の整備)

- 市民が安心・安全に病院等医療施設を利用できるように、施設の老朽化対策を進める。

(福祉施設等の防災対策)

- 民間の社会福祉施設、児童福祉施設に対し、あらゆる機会を活用して耐震化・長寿命化を進めるとともに、土砂災害(特別)警戒区域からの移転を促進し、防災・減災対策の強化を図る。
- あさぎりサニーランド(特別養護老人ホーム)の移転新設計画を進める。

(要配慮者の避難環境の充実)

- 福祉避難所の設置拡大及びマニュアル等による運営体制の構築を推進する。
- 指定避難所における福祉避難スペースの確保により、要配慮者のスムーズな避難体制を構築する。

(要配慮者の避難体制の構築)

- 避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の活用促進を図り、市民の支え合いによって要配慮者が安全に避難できる地域づくりを進める。

(要配慮者利用施設の事業継続体制の強化)

- 災害時にも、要配慮者の受け入れを継続してできるようにするため、施設の機能を維持し、機能停止・喪失状態を迅速に復旧させるための BCP の策定を促進する。

(災害時要配慮者利用施設間の連携強化)

- 各施設間で互いの課題や状況把握の理解を進め、災害時における相互協力体制を推進するとともに、地域や各施設の実情を反映した実質的な運用ができるよう訓練や研修を行う。

2-5) 長期にわたる劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康・心理状態の悪化による災害関連死の発生

(保健活動等の実施体制の強化)

- 各種マニュアルに沿った行動訓練を実施する。

(避難所環境の充実)

- 災害時の避難所等における災害関連死の防止を図るため、TKB(トイレ・食事・寝具)の環境改善に特化した施策を進める。
 - ・避難所備蓄物品の充実(簡易ベッド、排便収納袋、パーティション等)
- 災害時応援協定団体とのトイレ提供に関する体制強化
- 下呂市避難所運営マニュアルの適宜更新
- 避難者の二次避難を想定し、観光事業者等との連携を強化する。
 - ・宿泊施設の提供に関する協定の更新、計画の策定

(男女共同参画の視点から見た防災体制の構築)

- 女性が防災施策の意思決定過程に主体的に参画し、女性と男性が災害から受ける影響の違いなどに十分配慮された災害対応が行われるよう、市防災会議の委員における女性の登用を促進する。また、防災施策に係る男女共同参画の視点を持った市職員、防災士の養成を進めるため、避難所運営支援をはじめとした災害対応等に当たっては、女性職員の参画も図る。

(要配慮者の避難環境の充実)

- 福祉避難所の設置拡大及びマニュアル等による運営体制の構築を推進する。
- 指定避難所における福祉避難スペースの確保により、要配慮者のスムーズな避難体制を構築する。

2-6) 想定を超える大量の避難者や観光客を含む帰宅困難者の発生、混乱

(公園施設の整備)

- 市街地において、大規模地震、火災等により人的被害を防止するため、公園、緑地等を避難場所、救援活動拠点として確保する。

2-7) 大規模な自然災害と感染症との同時発生

(感染症対策の強化)

- 避難所における感染症予防対策備品の整備を進める。

3. 必要不可欠な行政機能を確保する

3-1) 市職員・施設等の被災、受援体制の不備による行政機能の大幅な低下

(行政ネットワークの機能強化)

- 行政ネットワークの冗長化を進めるとともに、外部データセンターやクラウドサービスを活用し、有事の際の業務継続が可能なシステム体系を構築する。

(行政施設の整備・機能維持)

- 公共施設等個別施設計画に基づき維持保全の方向性、長寿命化の方向性を整理する。

(消防受援体制の充実)

- 受援計画に定めた進出拠点を適宜調査し、候補地を適正に把握・確保し、受援体制を適宜再検討する。また、無線機等受援時に必要な機材を整備する。

(受援体制の強化)

- 災害時相互応援協定を締結している4自治体との協力体制を強化するとともに、下呂市以西における自治体との協定を締結する。
- 令和6年能登半島地震における課題をもとに、災害時受援計画の適宜更新及び、受援対象部署との研修・訓練を行う。

4. 生活・経済活動を機能不全に陥らせない

4-1) サプライチェーンの寸断等による経済活動の麻痺や風評被害などによる観光経済等への影響

(安全・安心な観光地づくり)

- 災害発生時における観光施設や観光客への情報伝達方法を確立する。
- 正確な情報を様々な媒体により適時提供することで、風評被害を抑える。平常時より情報発信に努め、信頼性を高める。

4-2) 食料や物資の供給の途絶、分配体制の不備等に伴う、市民生活・社会経済活動への甚大な影響

(道路ネットワークの整備)

○狭隘箇所は、災害時の避難、通勤及び物流等の妨げとなる可能性があることから、道路幅員の拡幅等、安全安心な道路整備を進める。

(災害時における食料供給体制の確保)

○災害時に必要な食料等生活必需物資を調達できる協定を活用し、供給体制を強化する。

4-3) 農地・森林や生態系等の被害に伴う荒廃・多面的機能の低下

(鳥獣被害の防止)

○農作物被害の軽減や離農による耕作放棄地の拡大を防ぐため、今後も捕獲及び防除への継続した取り組みを実施する。

(基幹農道整備)

○市民の利便性の向上、安全・安心な道路の維持や災害にも強い道路整備を行う必要があるため、県、地元と調整を行いながら早期の開通を図る。

(農業生産基盤及び生活環境基盤の整備)

○農業基盤の整備により農地の集積・集約を進め、担い手不足による農地の荒廃を防ぐ。

(農業水路等の長寿命化)

○基幹用水路の点検を定期的に行い、計画的に改良し災害を未然に防止する。

(森林施業のための路網整備)

○老朽化に伴う修繕やさらなる利便性の向上を目指した改良、安全かつ安心して利用できる林道整備を進める。

○法面・路肩崩壊や路面洗堀等の改良や、さらなる利便性の向上を目指した舗装、安全かつ安心して利用できる林道整備を進める。

(里山林の整備)

○間伐や下刈り等里山林を整備することで、人家近くの森林の荒廃を防ぎ、災害や害獣の侵入を防止する。

5. 情報通信サービス、電力・燃料等ライフライン、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる

5-1) ライフライン(電気、ガス、石油、上下水道等)の長期間・大規模にわたる機能停止

(上下水道施設の耐震・老朽化対策の推進)

- アセットマネジメントを行い、管路の改修計画を立て、効率よく管路更新する。
- 被害を最小限に留めるため、施設の計画的な更新と下水道 BCP をブラッシュアップする。

(無電柱化の促進)

- 災害の防止、安全かつ円滑な交通の確保、良好な景観形成を図るため、無電柱化を推進する。

(上下水道施設の耐震・老朽化対策の推進)

- アセットマネジメントを行い、施設・管路の改修・耐震計画を立て、効率よく更新する。

(ごみ処理施設更新改廃等構想策定の推進)

- 日常生活・業務活動において必要不可欠である、ごみ処理について、施設設備の更新改廃期が迫っており、次期可燃ごみ処理施設、不燃資源ごみ回収保管場(後者は、暫定表記)の施設整備に向け、基本構想等をはじめとする事前の構想策定を進める。

(合併浄化槽の普及促進)

- 災害に強く、環境負荷の少ない合併浄化槽への転換と普及を図るため、下水道処理区域外における合併浄化槽の設置に対し補助金を交付し、持続可能な地域づくりを促進する。

5-2) 幹線道路・鉄道が分断する等、基幹的交通ネットワークの長期間にわたる機能停止による物流・人流への甚大な影響

(基幹農道整備)

- 市民の利便性の向上、安全・安心な道路の維持や災害にも強い道路整備を行う必要があるため、県、地元と調整を行いながら早期の開通を図る。

(道路ネットワークの整備)

- 災害に備え、耐震性、耐久性が確保された道路構造物として、定期点検、補修等を実施する。
- 国、県と連携して主要道路のリダンダンシー化(冗長化)を図り、異常気象にも強く、安全・安心な道路ネットワークの構築を推進する。
- 関係事業者等と平常時からの情報交換、防災訓練への参加及び災害協定の締結により連携強化に努める。
- 狭隘箇所は、災害時の避難、通勤及び物流等の妨げとなる可能性があることから、道路幅員の拡幅等、安全安心な道路整備を進める。

○通学路合同点検の結果を受け、児童・生徒及び歩行者の安全を確保する。

(空家対策の推進)

○危険空家の除去を実施するのに対して補助を行う。

6. 地域社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

6-1) 災害廃棄物の処理の停滞等による復旧・復興の大幅な遅れ

(災害廃棄物処理の推進)

○下呂市震災廃棄物処理計画に基づき、災害廃棄物の仮置場設置場所を確保する。また、仮置場の運営を行うための物品を事前に確保する。

○災害廃棄物(排便収納袋も含め)の処理を迅速に行うため、収集方法及びルートを確立する。また、廃棄物処理にあたっては公衆衛生の保全に努めていく。

○災害廃棄物の処理方針(災害ごみの出し方)について、他自治体の事例も参考にしながらガイドブックを作成し、平時から市民に周知を行う。

(ごみ処理施設更新改廃等構想策定の推進)

○日常生活・業務活動において必要不可欠である、ごみ処理について、施設設備の更新改廃期が迫っており、次期可燃ごみ処理施設、不燃資源ごみ回収保管場(後者は、暫定表記)の施設整備に向け、基本構想等をはじめとする事前の構想策定を進める。

6-2) 災害対応・復旧復興を支える人材等(消防団員、専門家、コーディネーター、ボランティア、NPO、企業、労働者、地域に精通した技術者等)の不足等による復旧・復興の大幅な遅れ

(災害ボランティアの受入・連携体制の構築)

○大規模災害発生時に、災害ボランティアセンターの円滑な開設・運営を行うため、平時から下呂市社会福祉協議会を含めた関係機関との意見交換や研修・訓練などを通じて、「顔の見える」関係づくりを進め、多様な主体との連携・協働を図る。

(防災人材の育成・活躍促進)

○防災士の育成を推進する。育成した人材が地域防災力の要となるよう、研修や訓練を通じてさらなるスキルアップを目指す。

○避難所の地域自主運営化を進める中で、避難所運営を指導する人材育成を行う。

(災害から命を守る自助・共助意識の向上)

○自主防災組織の防災力向上のため、地区防災計画の策定を推進する。

(ドローンの活用)

○災害発生時における道路・河川・山林・施設等の点検や、捜索等においてドローンを積極的に活用するとともに、操縦者の育成を図る。

6-3) 公共施設の損壊や広域的地盤沈下等による復旧・復興の大幅な遅れ

(消防受援体制の充実)

○受援計画に定めた進出拠点を適宜調査し、候補地を適正に把握・確保し、受援体制を適宜再検討する。また、無線機等受援時に必要な機材を整備する。

6-4) 貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊、地域産業の担い手の長期避難等による有形・無形の文化の衰退・喪失

(文化財防火運動の実施)

○防火対策及び消火活動の再確認を定期的に継続して行うとともに、文化財の収蔵に適したスペースにて適切な保管を行う。

(観光資源保全)

○観光資源等に対する災害復旧に関する支援制度を制定する。

6-5) 事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態

(地籍調査事業の促進)

○地籍調査事業の実施を加速化させ、実施面積(実施換算面積)進捗率を向上させることにより、災害からの復旧・復興に必要な事業への早期着手を図る。

(応急仮設住宅の円滑かつ迅速な供給)

○県が制定している『応急仮設住宅建設マニュアル』に基づき、県との連携により、必要戸数分の建設可能用地を確保するとともに、協定締結団体による供給能力等の把握を行う。

○入居者の募集や審査等については、市営住宅所管課との連携により、早期の入居ができるよう体制を構築する。

6-6) 自然災害後の地域のより良い復興に向けた事前復興ビジョンや地域合意の欠如等により、復興が大幅に遅れ地域が衰退する事態

(復興事前準備・事前復興の推進)

○大規模災害からの復興に際して必要となる各種手続きについて、実際の運用事例やその判断基準を整理し、効率的・効果的に災害復旧を進めるための計画を策定して訓練を行う。

7. 孤立の長期化、救助・救急活動の遅れ、物資の供給途絶等の事象の複数かつ同時の発生により、対応が後手に回り、防げる被害が防げない事態

7-1) 孤立の長期化、救助・救急活動の遅れ、物資の供給途絶等の事象の複数かつ同時の発生により、対応が後手に回り、防げる被害が防げない事態

(災害から命を守る自助・共助意識の向上)

○災害から命を守る自助・共助意識の向上のため、市職員や防災士による防災出前講座を実施する。

(避難所開設・運営における地域連携)

○避難所開設、運営を地域主導で行うことができるように、避難所運営委員会の組織化を進めるとともに、モデル地域において試験的運用を行う。

(消防・救助体制の強化)

○救急救命士を含めた救命業務に携わる職員の教育を担当する組織を創設する。また、大規模災害を想定した訓練を医療機関と実施し、課題を確認し改善していく。

7-2) 地震後の豪雨災害といった複合災害により、多数の逃げ遅れや死傷者の発生、対応する職員や物資等の不足、生活基盤となるインフラ復旧の大幅な遅れなどの被害が甚大化・拡大化する事態

(複合災害への対応力の強化)

○大雨により土砂災害や洪水による被害が発生する中での台風の接近や、大雪が続く中での地震の発生といった、様々な複合災害を想定した図上訓練を実施し、効率的な情報の集約・分析や、早期復旧に向けた関係機関との優先復旧箇所の選定といった具体的な対策の立案など、複合災害への対応力の強化を図るとともに、訓練の結果を踏まえ、各種災害ごとの対応に用いる計画やマニュアルなどの見直しを図る。

○災害対応に当たる要員、資機材等について、後発災害の発生が懸念される場合には、先発災害に多くを動員したことで後発災害に不足が生じるなど、望ましい配分ができない可能性があることに留意するとともに、限られた要員・資機材の投入判断や支援要請の早期判断について、災害時受援計画等に定めておく。

(複合災害発生リスクの周知・啓発)

○令和6年能登半島地震からの復旧・復興が進められている地域において発生した河川の氾濫等による浸水被害や土砂災害なども踏まえ、命を最優先にした迅速な避難が行われるよう、山間部や河川の沿岸など、地域の特性に応じて発生可能性が高い複合災害について、市民に周知・啓発を図る。

○地震などの災害により、大雨警報・注意報の発表基準について、通常基準より引き下げた暫定基準が設けられた際には、暫定基準に基づく避難指示の発令等を適切に行うことができるようにするとともに、市民に対し、通常基準との違いなどについて広く周知を図る。

下呂市国土強靱化地域計画(第一期)KPI達成状況確認表

施策目標	指標	設定当時の現状値(R2)	目標値(将来)	達成値(R6見込み)	達成・未達成
消防・救助体制の強化	計画的な人材育成・教育訓練及び資器材の整備・維持の実施	毎年度実施	毎年度実施	毎年度実施	達成
医療体制の確保	災害発生時の医師会との連絡体制や救護体制の構築	災害時医療救護計画の策定(R2)	自主防災組織や関係機関等と連携した医療救護訓練の実施(R5)	関係機関等と連携した医療救護訓練の実施 (実施日R6.10.17)	達成
消防・救助体制の強化	耐震性を備えた防火水槽の数	68基(H30)	77基(R6)	80基(R6)	達成
消防・救助体制の強化	計画的な人材育成・教育訓練及び資器材の整備・維持の実施	毎年度実施	毎年度実施	毎年度実施	達成
消防・救助体制の強化	応急手当の普及員養成	30人(R1)	50人(R6)	40人(R6)	未達成
消防・救助体制の強化	女性消防団員の数	12人(H30)	25人(R6)	7人(R6)	未達成
消防・救助体制の強化	緊急消防援助隊の登録小隊数	3隊(R2)	4隊(R3)	4隊(R6)	達成
消防受援体制の充実	下呂市消防広域応援計画の再検討	計画策定済(R2)	計画の再検討(継続)	策定済み・随時更新中	達成
消防・救助体制の強化	消防通信設備の維持管理・更新	* * *	通信指令システム更新実施設計(R3) 通信指令システム更新(R4)	通信指令システム更新実施設計(R3設計済) 通信指令システム更新(R4更新済)	達成
住民への情報伝達手段の強化	下呂ネットサービスの加入者数	7,818人(R2)	8,200人(R4)	8,426人(R6)	達成
鳥獣被害の防止	鳥獣による農産物被害額	1,283万円 (H29～R1平均)	1,157万円(R3)	913万円(R6)	達成
基幹農道整備	農道路線延長	L=2,855m(R1)	L=4,737m(R7)	L=2,855m(R6)	未達成
農業ため池整備	遠方監視装置設置数	0基(R1)	2基(R3)	2基(R6)	達成
農業水路等の長寿命化	水路改良延長(小坂第一、小坂第二、萩原小坂連合、川西北部)	0m(R1)	15,600m(R14)	0m(R6)	未達成
農業生産基盤及び生活環境基盤の整備	将来にわたり持続的に営農可能な担い手への農地集積率	36.2%(R1)	50%(R6)	43.67%(R6)	未達成
文化財防火運動の実施	下呂市指定文化財の確認	毎年度実施	毎年度実施	毎年度実施	達成
消防・救助体制の強化	一般住宅における住宅用火災警報器の作動確認による適正な維持管理の実施率	29.4%(R1)	50%(R6)	29.2%(R6)	未達成
消防・救助体制の強化	不特定多数が集まる施設(492棟)への立入検査実施及び防火防災訓練の実施指導数	毎年度実施	毎年度実施	毎年度実施	達成
里山林の整備	里山林を整備した面積	8.8ha(R2)	21.8(R4)	3.5(R6)	未達成
森林施策のための路網整備	長寿命化(補修工事)の済んだ橋梁の数	0橋(R2)	3橋(R6)	2橋(R6)	未達成
森林施策のための路網整備	飛騨川地域森林計画の「林道の開設又は拡張に関する計画」に掲載されている林道にある橋梁など林道施設の保全、及び林道の開設や改良、舗装整備数	3路線(R2)	33路線(R8)	14路線(R6)	未達成
医療体制の確保	災害発生時の医師会との連絡体制や救護体制の構築	災害時医療救護計画の策定(R2)	自主防災組織や関係機関等と連携した医療救護訓練の実施(R5)	関係機関等との医療救護訓練の実施済み	達成
上下水道施設の耐震・老朽化対策の推進	耐震性のある下水処理場の数	3施設(R1)	4施設(R5)	4施設(R5時点)	達成
安全・安心な観光地づくり	避難所情報の掲載媒体数	0(R2)	5(R6)	3(R6)	未達成
安全・安心な観光地づくり	情報発信のための媒体数	1(R2)	5(R6)	3(R6)	未達成
要配慮者利用施設の避難確保計画策定推進	要配慮者利用施設の避難確保計画策定率	0%(R2)	100%(R6)	100%(R6)	達成
地域の防災・減災・災害時対策	地区防災計画策定率(策定自治会/全自治会)	未策定(R2)	50%(R6)	0%(R6)	未達成
道の駅の防災機能の強化	地域防災計画で防災拠点として位置づけられた駅における再生可能エネルギー設備の整備箇所数	0箇所(R2)	1箇所(R4)	3箇所(R6)	達成
道の駅の防災機能の強化	地域防災計画で防災拠点として位置づけられた道の駅における防災公園(防災備蓄倉庫設置含む)の整備箇所数	0箇所(R2)	1箇所(R4)	3箇所(R6)	達成
地域の防災・減災・災害時対策	コロナ対策避難所設備の達成率(実施/計画)	0%(R2)	100%(R3)	100%(R6)	達成
防災行政無線通信施設の安定的な活用	戸別受信機機の対世帯での配置割合の維持	1.06(R2)	1.06(R6)	1.01(R6) 12,057世帯中12,231台	未達成
学校施設の長寿命化改良	長寿命化改良工事の済んだ学校施設の数	0校(R2)	9校(R11)	1校(R6)	未達成
公園施設の整備	公園の整備箇所数	0箇所(R2)	1箇所(R6)	1箇所(R6)	達成
道路ネットワークの整備	長寿命化(補修工事)の済んだ橋梁の数	32橋(R1)	40橋(R6)	53橋(R6)	達成
無電柱化の促進	市道における無電柱化整備箇所数	0箇所(R2)	1箇所(R6)	1箇所(R6)	達成
住宅・建築物の耐震化	木造住宅の耐震化率	70%(H30)	95%(R7)	76%(R6)	未達成
住宅・建築物の耐震化	特定建築物の耐震化率	81%(H30)	95%(R7)	83%(R6)	未達成
要配慮者利用施設の事業継続体制の強化	要配慮者利用施設の事業継続計画(BCP)の策定率	未策定(R2)	100%(R6)	100%(R6)	達成
災害時要配慮者利用施設間の連携強化	災害時要配慮者利用施設間連携協議会の開催回数	未開催(R2)	毎年度開催	3回開催	達成
飲料水の確保	給水タンク積載用車両整備	0台(R2)	1台(R5)	0台(R7配備予定)	未達成